

○美濃加茂市外国人派遣事業者感染予防対策補助金交付要綱

令和3年6月10日

告示第93号

改正 令和3年10月29日告示第138号

(目的)

第1条 この告示は、市内で労働者派遣事業者（外国人を雇用する者に限る。）が行う送迎のために使用する車両における新型コロナウイルス感染症感染予防対策に要する経費に対し、美濃加茂市外国人派遣事業者感染予防対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、感染拡大を封じ、経済活動の維持及び継続を図るために必要な費用の負担を軽減することを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の派遣事業者（厚生労働省の許可を受けた労働者派遣事業者であって、かつ、外国人を雇用する者をいう。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 美濃加茂市暴力団排除条例（平成24年美濃加茂市条例第10号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等である者又はそれらが直接的若しくは間接的に関与する者
- (2) 市税等の滞納をしている者
- (3) 補助金等の交付を不正に受けようとした者
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、送迎用車両における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策事業の実施に必要なアクリル板、ビニールシート、空気清浄機、体温計等の物品購入費（設置費を含む。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 補助金の額は補助対象経費と同額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 乗用車（乗車可能人数10人以下）1台 20,000円
- (2) バス（乗車可能人数11人以上）1台 80,000円

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体等が実施する他の補助事業等において、補助金等の交付

の対象となった事業

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、美濃加茂市外国人派遣事業者感染予防対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入物品を設置した場所及び設置の様子が確認できる写真

(2) 支払った額が確認できる書類の写し（レシート、内訳の分かる領収書等）

(3) 外国人を雇用していることが分かる書類（雇用保険被保険者資格取得届（控）、外国人雇用状況届（写）等）

(4) 送迎に使用する車両の有効な自動車車検証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、令和3年11月30日までにしなければならない。

(補助事業の表示)

第6条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業により整備した物品に、補助金を受けて整備した旨を表示方法等の標準例（様式第2号）に従い表示するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第18条の規定による実施報告書は、第5条の規定による交付の申請をもって行ったものとみなす。

(額の確定)

第8条 規則第19条の補助金等確定通知書により交付すべき額が確定した旨を通知したときは、規則第11条の補助金等交付決定通知書を通知したものとみなす。

(適用除外)

第9条 規則第8条の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日以後に購入した物品にかかる費用について適用する。

附 則（令和3年10月29日告示第138号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

申請者
住 所
団体名
代表者名 印

美濃加茂市外国人派遣事業者感染予防対策補助金交付申請書

美濃加茂市外国人派遣事業者感染予防対策補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、市に対して納付又は納入すべき市税等の納付状況について市長が調査することに同意します。

補助事業等の目的	新型コロナウイルス感染症拡大予防措置
補助事業等の内容	
補助金等の交付申請金額 （千円未満切り捨て）	円
添付書類	1 購入物品を設置したことがわかる写真 2 支払った額が確認できる書類の写し 3 外国人を雇用していることがわかる書類 4 送迎に使用する車両の有効な自動車車検証の写し 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

表示方法等の標準例

（ラベル）

<p>この は美濃加茂市からの補助金を受けて整備したものです。</p> <p>年 月 日</p> <p>（事業者名等）</p>
--

備考

補助を受け購入した物品の全てにラベル等により表示すること。ただし、これらの方法により表示することが困難な場合には、車両の入り口等表示効果が高い場所に表示することができる。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)